

青森県報

第三千五百五十四号

平成二十四年
六月二十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
特定行為業務の登録	(同)	三
保安林の指定施業要件の変更予定	(林政課)	六
道路の区域の変更	(道路課)	六
道路の供用の開始	(同)	七
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行	(同)	七
都市計画事業の認可	(都市計画課)	七
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	八
右 同	(同)	八
右 同	(同)	八
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	九
右 同	(同)	一〇

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局)…二

正 誤

平成二十四年六月六日定例告示中……………(構造政策課)…三

告 示

青森県告示第五百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定期間
名称 つがる西北五広域連合 主たる事務所の所在地 五所川原市字岩木町一二 事業の種類 訪問看護	名称 つがる西北五広域連合病院 所在地 五所川原市字布屋町四一	平成二四・四・一
名称 社会福祉法人楽晴会 主たる事務所の所在地 三沢市大町二丁目六の二七 事業の種類 小規模多機能型居宅介護	名称 松原コーポレシアセンタ 所在地 三沢市松原町一丁目三一の三七〇四	"
名称 社会福祉法人吉幸会 主たる事務所の所在地 三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平六〇 事業の種類 認知症対応型共同生活介護	名称 グルーピングの郷がくち 所在地 三戸郡田子町大字茂市字仲田二の四	"

社会福祉法人東幸会	八戸市東白山台二丁目二の二	小規模多機能型居宅介護	八戸市大字常番町一八	〃
特定非営利活動法人松福祉会	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	特定施設生活介護	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	〃
〃	〃	地域密着型福祉施設生活介護	特別養護老人ホーム阿光坊の郷	〃
〃	〃	短期介護生活介護	シヨートスの郷	〃
社会福祉法人奥入瀬社会	上北郡おいらせ町沼端三七〇の四〇一室	通所介護	デイサービスセンター阿光坊の郷	二四・五一
山本奈美子	西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字下富田三三の四	居宅療養管理指導	湊谷歯科診療所	三三・二〇・一

青森県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三村 申 吾

株式会社フアイン	八戸市西白山台三丁目七の九	居宅介護支援事業所	八戸市西白山台三丁目七の九	平成二四・四・一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日

合同会社咲笑	十和田市ひがしの二丁目二七の四七	介護支援事業所	十和田市東十一番町五の三六	二四・五・五
--------	------------------	---------	---------------	--------

青森県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三村 申 吾

特定非営利活動法人松福祉会	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	介護予防施設	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	〃
〃	〃	介護予防施設	〃	〃
社会福祉法人奥入瀬社会	上北郡おいらせ町沼端三七〇の四	介護予防施設	上北郡おいらせ町阿光坊一〇五	二四・五一
社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字上ノ平六〇	認知症対応型共同生活介護	グループホームの郷かみろぐ	〃
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	小規模多機能型居宅介護	松原コラボケアセンター	〃
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一二	介護予防訪問看護	つがる西北五広域連合病院	平成二四・四・一
〃	〃	介護予防施設	〃	〃

社会福祉法人東幸会	八戸市東白山台二丁目二の一	介護予防多機能型居室介護	小規模多機能ホームサンシャイン	八戸市大字常番町一八	"
-----------	---------------	--------------	-----------------	------------	---

青森県告示第五百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社ライフアリー	弘前市大字紺屋町六六	訪問看護	ヘルパーステーションスマイル	弘前市大字神田五丁目六の一	平成二十四・六一
株式会社ライフアリー	弘前市大字紺屋町六六	訪問看護	訪問看護ステーションスマイル	弘前市大字神田五丁目六の一	"

青森県告示第五百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日	指定
所在地	主たる事務所の所在地	所在地	事業所所在地		

株式会社ライフアリー	弘前市大字紺屋町六六	居宅介護支援事業所スマイル	弘前市大字神田五丁目六の一	平成二十四・六一
医療法人なかざわ整形外科	八戸市大字新井田字館下一	なかざわ居宅介護支援事業所	八戸市湊高台一丁目一二の二	二十四・六一

青森県告示第五百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社ライフアリー	弘前市大字紺屋町六六	介護予防訪問看護	ヘルパーステーションスマイル	弘前市大字神田五丁目六の一	平成二十四・六一
株式会社ライフアリー	弘前市大字紺屋町六六	訪問看護	訪問看護ステーションスマイル	弘前市大字神田五丁目六の一	"

青森県告示第五百十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考
------	-------	--------	----	-----	---------	----

〇二〇〇〇 〇四	〇二〇〇〇 〇三	〇二〇〇〇 〇六	〇二〇〇〇 〇七	〇二〇〇〇 〇五	〇二〇〇〇 〇四	〇二〇〇〇 〇五	〇二〇〇〇 〇四	〇二〇〇〇 〇三	〇二〇〇〇 〇九
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
会法社 人若福 菜社	愛法社 成人弘 福前社	愛法社 成人弘 福前社	愛法社 成人弘 福前社	会法社 人恵福 心社	会法社 人恵福 心社	会法社 人八福 陽社	会法社 人八福 陽社	会法社 人八福 陽社	会法社 人常福 光社
二長田 の峰野 二一 目字川 一字前 原	三丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	三丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	三丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	一田斗 戸三 六内 〇町 〇字大 郡和 字三	一田斗 戸三 六内 〇町 〇字大 郡和 字三	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	六目川 二目 八沢 六六 の丁 六
荘△老 あ人別 か水養 ね！護	護所園 事生短 業活期 所介光	護所園 事生短 業活期 所介光	光△老 園弘人 静！護	△老特 鶴人別 亀水養 荘！護	△老特 鶴人別 亀水養 荘！護	△老特 修人別 光水養 園！護	△老特 修人別 光水養 園！護	△老特 修人別 光水養 園！護	苑△老 ひ人別 ば水養 り！護
二長田 の峰野 二一 目字川 一字前 原	二丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	二丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	二丁字 弘目 豊前 一原 市の 一大	一田斗 戸三 六内 〇町 〇字大 郡和 字三	一田斗 戸三 六内 〇町 〇字大 郡和 字三	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	五字字 八黒 十戸 坂日 三市 大	六目川 二目 八沢 六六 の丁 六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護

〇二〇〇〇 〇五	〇二〇〇〇 〇九	〇二〇〇〇 〇六	〇二〇〇〇 〇七	〇二〇〇〇 〇六	〇二〇〇〇 〇五	〇二〇〇〇 〇四	〇二〇〇〇 〇三	〇二〇〇〇 〇四	〇二〇〇〇 〇二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
福法社 社人松 会福 緑社	福法社 社人松 会福 緑社	会法社 人緑 福風 社	会法社 人緑 福風 社	ら法社 人さ 会福 く社	ら法社 人さ 会福 く社	会福浜 社町人 協社外 議会ケ 社	会福浜 社町人 協社外 議会ケ 社	会法社 人同 福伸 社	会法社 人同 福伸 社
〇棚字 ケ上 の沢 出所 北一 戸村 都三 三三 字大 六	〇棚字 ケ上 の沢 出所 北一 戸村 都三 三三 字大 六	四館平 和川 田市 八沖	四館平 和川 田市 八沖	二東十 の二和 五番 〇町 市	二東十 の二和 五番 〇町 市	〇田字 外東 八鳴 平ケ 津の 川館 浜軽 一 二野 町郡	〇田字 外東 八鳴 平ケ 津の 川館 浜軽 一 二野 町郡	二字字 八の 大大 一山 久市 三保 大	二字字 八の 大大 一山 久市 三保 大
ん△老 荘ば 人別 ん水 養て ！護	ん△老 荘ば 人別 ん水 養て ！護	△老特 緑人 青園 ！護	△老特 緑人 青園 ！護	生短さ 活期 く介 入ら 護所 荘	荘△老 さ人 別水 養ら ！護	テヨん イ！ ト郷 ん水 養ス シじ ！護	ん△老 のあ 人別 郷ん 水養 じ！ 護	瑞光 園	瑞光 園
〇棚字 ケ上 の沢 出所 北一 戸村 都三 三三 字大 六	〇棚字 ケ上 の沢 出所 北一 戸村 都三 三三 字大 六	四館平 和川 田市 八沖	四館平 和川 田市 八沖	六字倉 戸三 四新 石町 の山 中大 郡一 平市 字五	六字倉 戸三 四新 石町 の山 中大 郡一 平市 字五	二田字 外東 二鳴 平ケ 津の 川館 浜軽 三 二野 町郡	二田字 外東 二鳴 平ケ 津の 川館 浜軽 三 二野 町郡	五字字 八の 大大 一山 久市 三保 大	五字字 八の 大大 一山 久市 三保 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護	介入指 護所定 生短 介活 期護	施老指 設人定 福介 祉護

青森県告示第五百十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月二十日

〇二〇〇〇〇 〇五七	〇二〇〇〇〇 〇五六	〇二〇〇〇〇 〇五五	〇二〇〇〇〇 〇五四	〇二〇〇〇〇 〇五三	〇二〇〇〇〇 〇五二	〇二〇〇〇〇 〇五一
"	"	"	"	"	"	"
会法社 人北福 光社	会法社 人北福 光社	わ法社 か弘福 会前社	わ法社 か弘福 会前社	わ法社 か弘福 会前社	会法社 人桐福 栄社	会法社 人桐福 栄社
二范字大南 頭大鱈津 九鱈町軽 の字大郡	二范字大南 頭大鱈津 九鱈町軽 の字大郡	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	七三沢岡青 三三森大 〇村字市 の元樽浪	七三沢岡青 三三森大 〇村字市 の元樽浪
！ム老特別 ム大人養 鱈水護	！ム老特別 ム大人養 鱈水護	ト園おう スシヨ ステイ	ト園おう スシヨ ステイ	うム老特別 ムお人養 園う水護	うム老特別 ムお人養 園う水護	うム老特別 ムお人養 園う水護
二范字大南 頭大鱈津 九鱈町軽 の字大郡	二范字大南 頭大鱈津 九鱈町軽 の字大郡	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	の丁字弘 一目城前 一五南市 三五大	七三沢岡青 三三森大 〇村字市 の元樽浪	七三沢岡青 三三森大 〇村字市 の元樽浪
"	"	"	"	"	"	"
介入指定 所生活 短期	施設指定 老人福 祉	介入予指定 所防生 生活期	介入指定 所生活 短期	施設老人 指定福 祉	介入指定 所生活 短期	施設老人 指定福 祉

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字田茂木字福取九〇の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	西目屋二ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四一の四二から中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四四の五まで	前 七・八五メートルから 二・一九メートルまで	二三五・〇〇メートル	
				後 七・八五メートルから 二・一九メートルまで	二三五・〇〇メートル	
				後 一六・五メートルから 一七・八五メートルまで	一七四・〇〇メートル	

青森県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三四〇号	八戸市大字沢里字二ツ屋一の五四から八戸市大字沢里字二ツ屋三の三一まで	平成 四・ 六・ 二〇
県道西目屋二ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四一の四二から中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四四の五まで	"

青森県告示第五百十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 四・ 六・ 一六

青森県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、三沢都市計画道路事業を平成二十四年六月十一日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
三沢市
- 二 都市計画事業の種類
三沢都市計画道路事業（三・四・四号 春日台十和田線）
- 三 事業施行期間
平成二十四年六月二十日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 収用の部分

青森県三沢市春日台一丁目、大字犬落瀬字古間木及び上北郡六戸町大字犬落瀬
字堀切沢地内
2 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人活き粋あさむし

三 代表者の氏名

石木 基夫

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浅虫字蛸谷六五の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び近隣市町村に住む人を対象として、一人一人が幸せを実
感できる生活と環境をつくる「健康なまちづくり」の啓発・支援事業を行い、もつ
て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MAMMA

三 代表者の氏名

北村 和子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要としている方々に対し、福祉の増進と
雇用の拡充を図るための事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リングサイト

三 代表者の氏名

工藤 大

四 主たる事務所の所在地

青森市勝田一丁目八の二二

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の一般市民、団体及び行政に対して、国民共有の貴重な歴史的財産である文化財の調査・研究、記録保存の支援、情報提供等に関する事業を行うことにより、文化財の保存・活用及び文化財保護思想の向上を図るとともに、地域の社会教育や学校教育への文化財の活用を貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
(仮称)平内複合商業施設 東津軽郡平内町大字小湊字外ノ 沢地内	イオンタウン平内シヨッピング センター 東津軽郡平内町大字小湊字外ノ 沢四〇外	平成 二九・六・二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明 株式会社サンデー	平成 二九・六・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役 宮地邦明	平成 三・五・一八
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東 二十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の二〇 代表取締役 宮下直行	三・五・一八

四 届出年月日

平成二十四年六月五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平内町役場

2 期間

平成二十四年六月二十日から同年十月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十月二十日

平成二十四年十月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

平成二十四年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、九九二人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二五八、二六一人

東津軽郡選挙区	七、七四八人
西津軽郡選挙区	六、二二〇人
南津軽郡選挙区	六、七七六人
北津軽郡選挙区	八、二〇五人
上北郡選挙区	二八、五七四人
三戸郡選挙区	二一、二一九人
青森市選挙区	八三、一九七人
弘前市選挙区	五〇、八二七人
八戸市選挙区	六五、四八三人
黒石市選挙区	一〇、〇五一一人
五所川原市選挙区	二〇、四一八人
十和田市選挙区	一七、九二五人
三沢市選挙区	一一、一〇九人
むつ市選挙区	二二、五五六人
つがる市選挙区	一〇、二七四人
平川市選挙区	一一、六一三人

正

誤

構 造 政 策 課

平成 ^{四・六} _{二五} 四八号		発行年月日 発行番号
告 示		区 分
第四七六号	第四七五号	番 号
四	三	ペー ジ
上	下	段
表 中	表 中	行
13 削除	12 削除	誤
苗平谷地、字東下川原、字東下谷地		1 字後田、字下明堂、字一川目 2 字秋堂、字犬毛谷地、字上川原、字木崎、字三本木、字境田、字西下谷地、字染屋、字立蛇、字高田、字苗振谷地、字中野平、字中平下長根山、字中下田、字菜飯、字馳下り、字間木、字西前川原、字向川原、字牛込平、字上明堂、字上前田、字下前田、字下屋敷、字新助川原、字千刈田、字川原、東下谷地
12及び13 削除	12及び13 削除	正
川原、東下谷地		1 後田、下明堂、一川目 2 秋堂、犬毛谷地、上川原、木崎、三本木、境田、西下谷地、染屋、立蛇、高田、苗振谷地、中野平、中平下長根山、中下田、菜飯、馳下り、間木、西前川原、向川原、牛込平、上明堂、上前田、下前田、下屋敷、新助川原、千刈田、苗平谷地、東下川原、東下谷地

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭